

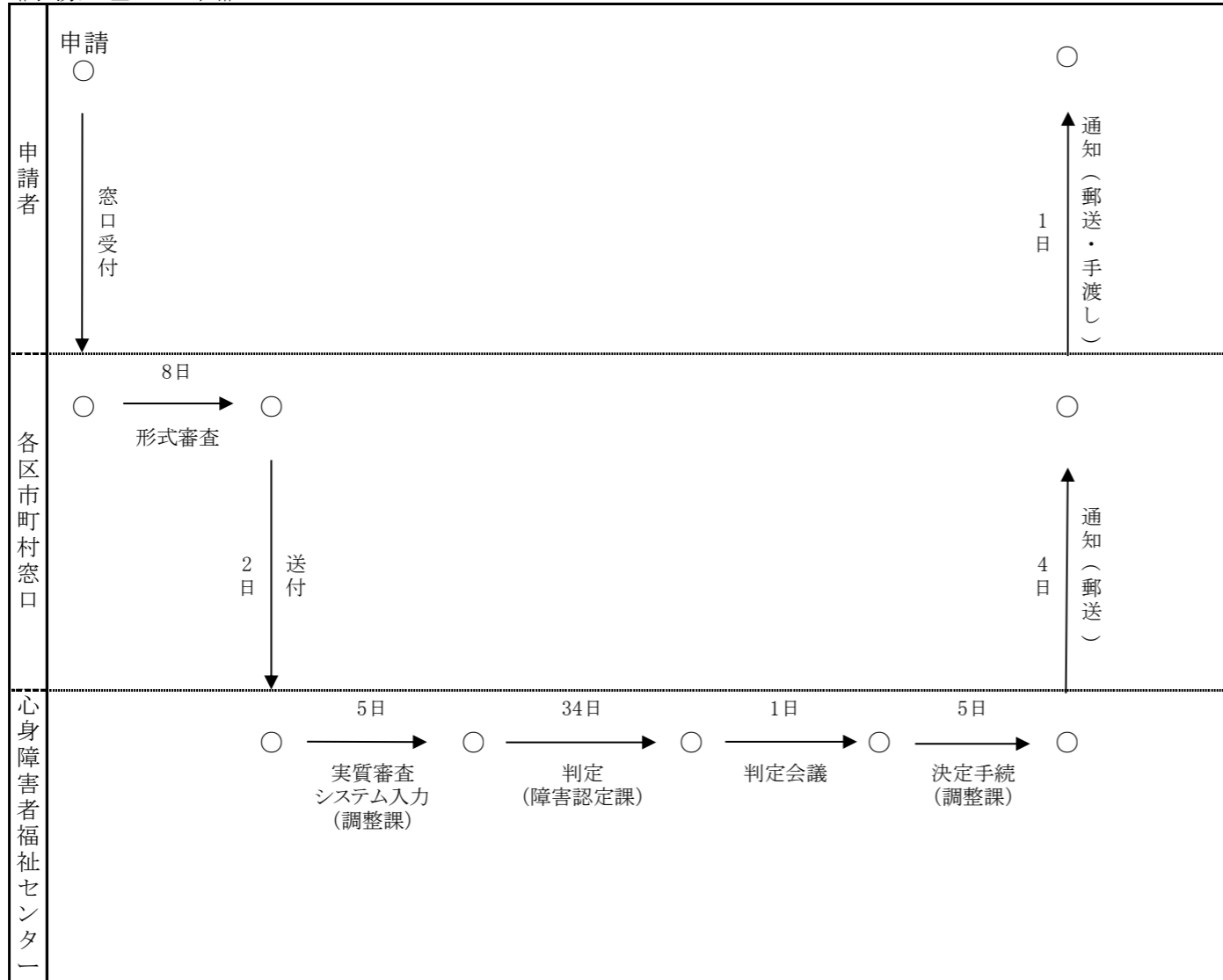
事務処理フロー図

事務名	重度心身障害者手当受給資格認定
根拠法令	東京都重度心身障害者手当条例第4条

作成部署 福祉保健局心身障害者福祉センター調整課手当担当 電話03-3235-2949

標準処理期間計	60日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項及び添付書類等の確認
2	送付	形式審査終了後、申請書を処理機関である心身障害者福祉センター調整課へ送付
3	実質審査システム入力(調整課)	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認及びシステムに入力
4	判定(障害認定課)	認定基準を満たしているか、医師が診断し、判定 ※東京都重度心身障害者手当取扱要領及び東京都重度心身障害者手当における障害要件について(通知)に定める認定基準
5	判定会議	障害程度について心身障害者福祉センター内で会議
6	決定手続(調整課)	判定会議の結果に基づき、認否を決定し、通知書を作成
7	通知	各区市町村経由で申請者に通知書を交付
8		
9		
10		